

## 付 議 第 3 号

県立中学校において使用する教科用図書（社会 歴史）の採択に関する議案

別紙のとおり、県立中学校において令和4年度以降に使用する教科用図書（社会 歴史）の採択替えを行わないことについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(13) 県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択を行うこと。

別紙

令和4年度以降に使用する教科用図書(社会 歴史)採択(案)一覧

発行者 番号	発行者	書名	案			【参考】令和3年度使用教科書		
			安芸	中村	国際	安芸	中村	国際
2	東書	新しい社会 歴史	○		○	○		○
17	教出	中学社会 歴史 未来をひらく		○			○	
46	帝国	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き						
81	山川	中学歴史 日本と世界						
116	日文	中学社会 歴史的分野						
225	自由社	新しい歴史教科書						
227	育鵬社	[最新]新しい日本の歴史						
229	学び舎	ともに学ぶ人間の歴史						

県立中学校教科用図書採択について

1 県立中学校における教科用図書採択の権限

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）  
（教育委員会の職務権限）

第 2 1 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

2 選定審議会の役割

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）  
（教科用図書の採択）

第 1 3 条

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

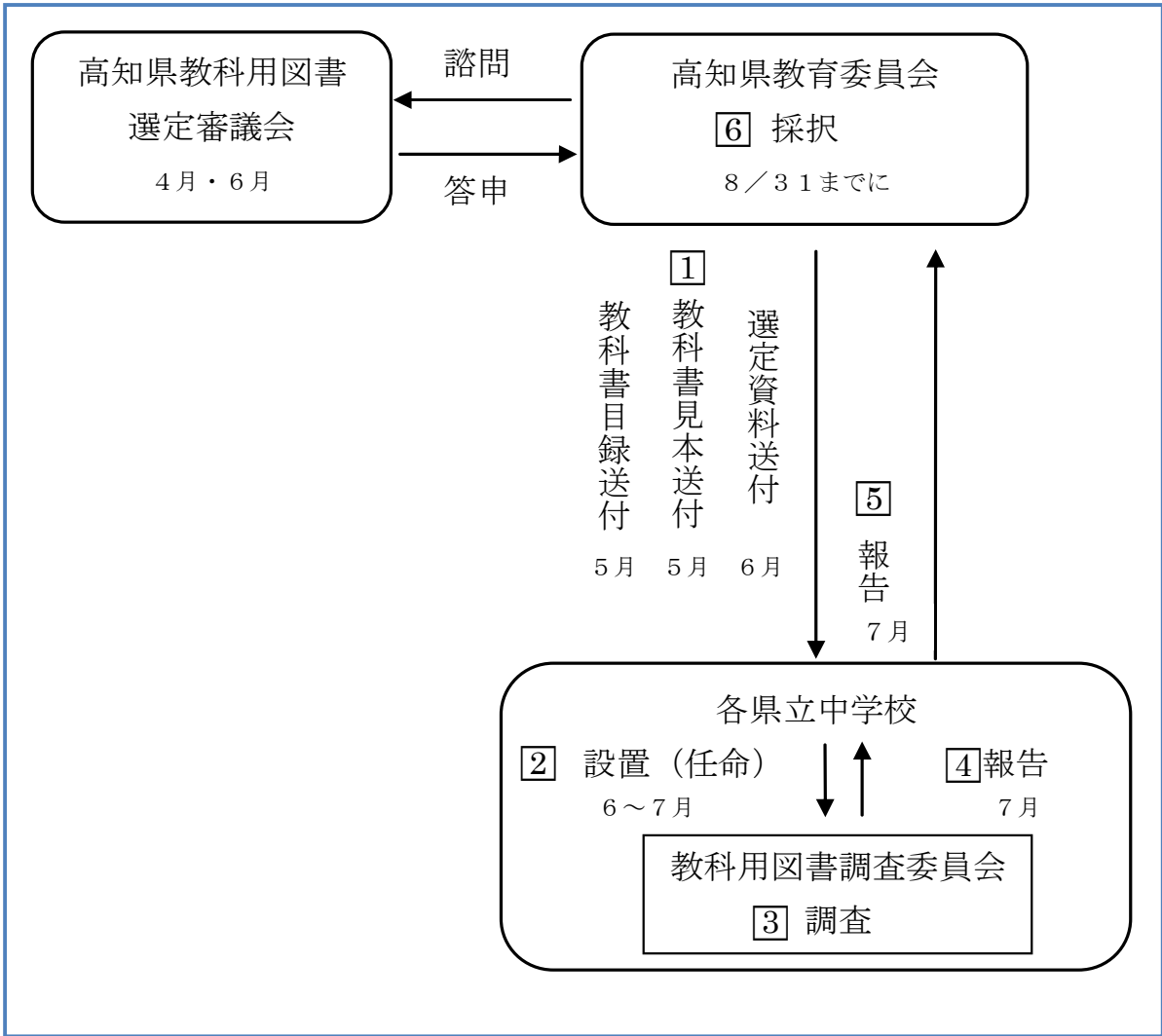
3 併設型中高一貫校における教科用図書採択の特例

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）  
（教科用図書の採択）

第 1 3 条

- 3 公立の中学校で学校教育法第 7 1 条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

高知県立中学校教科用図書の採択の仕組み



教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書採択の周期

		H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (R1) (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
教科用図書	小学校		○ (H20告示学指)	○ (H29告示学指)				○
	中学校			○ (H20告示学指)	○ (H29告示学指)			
	小学校 特別の教科 道徳	○		○				
	中学校 特別の教科 道徳		○		○			
	外国語科 (小学校)			○				
一般図書	特別支援学校 特別支援学級	○	○	○	○	○	○	○

**義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令**

昭和三十九年二月三日政令第十四号 (抜粋)

最終改正：令和元年九月十一日政令第九十七号

**(教科用図書選定審議会の設置期間)**

**第七条** 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、四月一日から八月三十一日までとする。

**(選定審議会の所掌事務)**

**第八条** 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

**(選定審議会の委員)**

**第九条** 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
  - 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
  - 三 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

**(教育委員会規則への委任)**

**第十条** 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

### (採択の時期)

**第十四条** 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

- 2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

### (同一教科用図書を採択する期間)

**第十五条** 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

**義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則**

昭和三十九年二月十四日 文部省令第二号 (抜粋)

最終改正：令和元年九月十三日 文部科学省令第十四号

**(同一教科用図書の採択の特例)**

**第六条** 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）

発行が行われないこととなつた教科用図書を採択していた期間

二 採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があつたと認められる場合 当該採択に関し不公正な行為があつたと認められる教科用図書を採択していた期間

三 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第十二条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなつた教科用図書がある場合 当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間

四 採択地区が設定又は変更された場合 採択地区の設定又は変更前に当該地域において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

五 採択地区内において市（特別区を含む。以下同じ。）町村又は義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは法第十三条第三項に規定する学校が設置された場合 市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置された地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

## 令和3年度以降に使用する高知県立中学校教科用図書の採択基準

選定される教科用図書は、教育基本法に定める教育の目的、目標並びに学校教育法に定める学校の目的及び教育の目標に基づき、我が国の現状と伝統について正しい理解に導くとともに、政治や宗教に対し公正であり、自主性を培い、人間性豊かな生徒の育成に役立つ内容であること。

- 1 中学校学習指導要領（平成29年告示）の総則に示された教育課程編成の一般方針や各教科の目標・内容等を適切に反映するように、十分な配慮がなされていること。
- 2 内容や表現等にかたよりがなく全体として調和がとれ、質・量両面の充実がなされていること。
- 3 生徒が主体的に学習に取り組むための配慮・工夫がなされていること。
- 4 分量、配列、装丁、表記等が生徒の心身の発達段階に適応していること。
- 5 本県の教育理念や、「全国学力・学習状況調査」及び「高知県学力定着状況調査」などの調査結果等から見られる本県の生徒の実態等に照らして適していること。
- 6 第3期高知県教育振興基本計画の知の分野の目標として示す、「基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲」を高めていくためにふさわしいものであること。



## 高知県立安芸中学校

### ＜学校教育目標＞

1. 真理と正義を愛する。
2. 勤労と責任を重んずる。
3. 自他の敬愛と協力を尊ぶ。
4. 知性と情操を高め、心身の健康を増進する。

学校教育目標に基づき、教職員、生徒、保護者及び交友が互いに協力し、明朗で活気のある学校生活を送ることを目指し、以下の5点を重点的に取り組んでいる。

### ＜学校経営方針＞

- ・学習活動の充実・・・学習の目的を明確にし、個に応じた指導を徹底することで基礎学力の定着と学習意欲の向上をめざす。
- ・規律ある生活の実現・・・規律ある個人生活、集団生活を確立できるような指導を徹底する。
- ・環境美化の推進・・・清潔で美しい学校環境を整える。
- ・安全教育の徹底・・・かけがえのない生命を大切にする生徒を育成する。
- ・読書活動の推進・・・読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけられるような取組を行う。

### ＜教科用図書選定の視点＞

#### (1) 主体的に学習に取り組むための工夫

生徒の学習意欲を高め、自主的に学習する態度を育むために、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりするための工夫がなされていること。

#### (2) 言語活動の充実を図るための工夫

生徒の言語能力が向上するよう、言語活動の充実が図られる工夫がなされていること。

#### (3) 情報活用能力の育成を図るための工夫

生徒の情報活用能力の育成を図るため、各種の統計資料や新聞等の教材の充実がなされていること。

#### (4) 教科等横断的な学習の充実のための工夫

生徒に目指す資質・能力の育成を図るため、他教科等との関連が必要に応じて取り上げられ、教科等横断的な学習ができるよう、適切な教材・題材が取り上げられていること。

<学校の現状と課題>

社会科についての基礎的・基本的な知識・理解が不足している。特に資料を読み取る技能に課題が見られる。

令和3年度 採択教科書	令和3年度 採択理由
東京書籍 (新しい社会 歴史)	導入で「探究課題」と「探究のステップ」を設定するなど、生徒が見通しをもって段階的に課題解決できるように工夫されており、単元のゴールに向けて主体的に学ぶことができる。また、「スキルアップ」等のコーナーを設け、資料を活用するために必要な技能を身に付けられるような構成内容になっており、生徒の思考力・判断力の向上につながりやすい。

## 高知県立中村中学校

### <学校教育目標>

地域からの熱い思いに応え、高い志を持ち、中高一貫の6年間で熱く語れる魅力ある生徒を育てる。

### <学校経営方針>

- 中高一貫校の特色を生かし、中高全職員でチーム学校の構築
- 厳しい環境にある子どもたちへの支援や子どもの多様性に応じた教育体制の構築
- ICT環境の整備とデジタル社会に対応できる教育環境の構築
- 地域との連携・協働教育活動全般を通じて、自分と地域の将来のことを語る生徒の育成

### <教科用図書選定の視点>

- (1) 学習指導要領の総則に示された教育課程編成の一般方針や各教科の目標・内容等を適切に反映するように、十分な配慮がなされていること。
- (2) 内容や表現等にかたよりがなく全体として調和がとれ、自分自身、他の人とのかかわり、自然や崇高なものとのかかわり、手段や社会とのかかわりに関することが系統的に学習でき、併せてよりよい生き方を志向するための、思考力・判断力・表現力等を育成するための質・量両面の充実がなされていること。
- (3) 児童生徒が意欲的に学習に取り組むための配慮・工夫がなされていること。
- (4) 内容、表現、分量、配列などが児童生徒の心身の発達段階に適応していること。
- (5) 併設型中高一貫教育校として、6年間の系統的で特色のある道德教育の内容を習得させる上で、適切であること。

<学校の現状と課題>

自分の考えを表現する力が弱い。また、自己肯定感が低く、「生徒指導の三機能」を生かした授業づくりを推進していく必要がある。

令和3年度 採択教科書	令和3年度 採択理由
教育出版 (中学社会 歴史 未来をひらく)	生徒の日常生活や身近な経験と関連の深い話題及び内容が多く取り入れられているほか、興味・関心を喚起する写真資料が豊富に盛り込まれており、学ぶ楽しさや意欲が高まるように配慮されている。また、人物についての説明が豊富である。

## 高知県立高知国際中学校

### <理念>

多様な文化の理解と尊重の精神を通じて地域や国際社会の発展に貢献する、心豊かでたくましく生き抜く人材の育成。

(教育目標) グローバル社会で求められる高い志と、資質・能力を育む

- 1 自ら学び、考える力を身に付け、生涯にわたって学び続ける態度を養う。
- 2 多様な価値観を尊ぶ精神を持ち、他者と共に生きる態度を養う。
- 3 豊かな創造性を持ち、未来を切り拓く、自主・自律の精神を養う。

(生徒像) 地域を生きる市民感覚のある生徒 ～Think Globally, Act Locally～

- ・異なる価値観の文化を尊重し、協働できる生徒
- ・学びと人生を豊かに創造する生徒

### <中期学校経営基本方針>

学校の核となる授業を、世界基準のプログラムで、指導計画から評価、振り返りまで誠実に実践することで目標の実現を目指す。主に次の3つの取組に重点をおく。

#### 1 探究型学習の推進

自ら課題を見出し、そのことについて主体的・協働的に課題解決を図るとともに、新しい価値を創造する。

(各教科での主体的・対話的で深い学びによる探究型学習、PC等の日常的な使用、研究レポート作成など)

#### 2 英語教育の充実

外国の人々とコミュニケーションを図りながら協働できる英語運用能力を育成する。

(英語を母語とする教員による少人数の授業や習熟度別授業など)

#### 3 キャリア教育の推進

志を持って、自らの将来を切り拓いていく力を育成する。

(総合的な学習の時間等で多くの本物と出会い、自身の興味関心を深め、究める活動など)

### <教科用図書選定の視点>

本校の理念及び教育目標に沿う教科書選定を行う。本校の特徴として、IBの教育プログラムを導入し、全教科においてIBの評価規準を用いた評価を行う。そのため、それにふさわしい「評価課題」(総括的評価のために与える課題)を単元ごとに設定することが厳格に求められている。その評価課題に向け、授業の中で、生徒自身が評価者となれるレベルまで個に応じた形成的評価を通し、学びを重ねていく。

教科書の題材や課題は本校の目指す方向に一致し、本校が行う学びを補助できるようなものであることが重要である。具体的な視点として次のようなことが必要である。

- ・概念的な思考を促す仕組みがある(問いの立て方や例の挙げ方など)。
- ・時間、場所、空間を超えた学びができるような題材で構成されている。
- ・正解がひとつではないような問いや討議や探究の場面等を設定しやすい仕組みがある。
- ・スパイラルな学習が重視されており、基礎学力の定着を図ることができる。

<学校の現状と課題>

根拠を示して説明する等の表現力は定着しており、探究型学習の成果が表れている。しかし、基礎・基本の定着に関しては課題が見られる。

令和3年度 採択教科書	令和3年度 採択理由
東京書籍 (新しい社会 歴史)	現代的な諸課題の歴史的な経緯を捉え、主体的に社会参画する態度を養うよう課題解決的な構成となっている。そのため、歴史的事象を俯瞰的に捉え、それらの中から普遍的な事実、概念を導くことができる。